

埼玉県立大学ネットワークシステム構築及び運用保守業務委託  
質 問 回 答 書

資料の種類		仕 様 書
該当項	質問内容	回答
2. 機能要件 2.8.	仕様書「2.8.1.3. 稼働状況監視により異常が発生された場合には、メールでリアルタイムに通知を行う。」「2.8.2.3. 閾値設定により高負荷と判断された場合は、メールでリアルタイムに通知を行う。」とございますが、メール送受信のサーバは本調達対象外の認識でよろしかったでしょうか。メールサーバは既存システムのメールサーバを活用する認識で合っておりますでしょうか。	御認識のとおりです。
2. 機能要件 2.9	ご提案を考えている製品が、申請したら許可される仕組みとなっており、管理者の承認行為が発生しませんが、それでよろしいでしょうか？	運用及びセキュリティ上の理由から、管理者が申請内容を確認した上での承認が必須となります。仕様を満たす製品を御提案ください。
2. 機能要件 2.9.1.5	ご提案を考えている製品が、長期間未接続であることを条件として機器情報を判定・削除する機能はございません。 無効状態となったゲストユーザアカウントを自動削除することは可能ですので、例えば長期間未接続または無効状態のアカウントについての自動削除のように緩和いただく事は可能でしょうか。	長期間未接続で、セキュリティパッチ等が適用されていない機器が接続されることを防ぐために必要となる機能で、基本的には管理者によるオペレーションを必要とせず、自動的に削除されることを目的としています。 長期間未接続の機器が、オペレータの介在無く、自動的に登録削除されるのであれば、どのような方法・方式であっても結構です。

<p>3. 構築作業要件 3.3.</p>	<p>仕様書「3.3.2. 結合テストにおいては、本調達機器間の結合テストのほか、既存システムとの結合テストを含むものとする。結合テストの対象は、1.2 に示した情報システム間の通信及び認証とする。なお、情報システムの機器構成図は別紙6のとおりである。また、既設システム導入業者と連携することで、本稼働後の不具合発生リスク低減を図るものとする。その際に必要となる費用は受託者の負担とする。」とございますが、公正性を保つため、お客様にて必要な費用を既存システム導入業者様へご依頼していただき、一律の費用としてご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>他者の見積りを提供することはできかねます。 なお、既設システムについては運用保守業務委託を契約しているため、既設システム側の設定変更については、本学から依頼して現行業者が作業する予定です。</p>
<p>3. 構築作業要件 3.6</p>	<p>仕様書「3.6.1. ネットワーク再構築に伴い、既設のサーバ、クライアント及びプリンタ等の設定変更、もしくはネットワーク機器の設定変更を必要とする場合は、事前かつ速やかに本学担当者へ報告し、了承を得た上で作業を実施し、正常稼働を保証すること。なお、作業は既設システム導入業者に依頼し、その際に必要となる費用は受託者の負担とする。」とございますが、既設システムの範囲をご教示頂けないでしょうか。また公正性を保つため、お客様にて必要な費用を既存システム導入業者様へご依頼していただき、一律の費用としてご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>他者の見積りを提供することはできかねます。 なお、既設システムについては運用保守業務委託を契約しているため、既設システム側の設定変更については、本学から依頼して現行業者が作業する予定です。</p>
<p>4. 工事要件 4.1</p>	<p>仕様書「4.1.3. 部室棟でケーブルを張る配管がない場合は、壁のモルタル部分に穴を空け、新規のLAN ケーブルを配線し、モルタル貫通口には防火・耐火措置を施すこと。」とございますが、本件は建設業法工事対象外と認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>建設業法における建設工事に該当すると考えています。</p>

<p>4. 工事要件 4.4</p>	<p>新設ケーブルを敷設する際には、写真撮影は必要でしょうか。</p>	<p>必要です。 ケーブル敷設前、敷設後の写真をそれぞれご用意ください。 なお、敷設後にケーブルが視認できなくなる場合は、作業途中の写真も御提供ください。</p>
<p>5. 運用保守要件 5.1</p>	<p>故障の際の受付時間は9時～17時、夜間・休日の場合は翌営業日9時受付の認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>少なくとも、電子メールによる障害受付は24時間365日可能な状態とし、その上で、仕様書5.3.1に記載の日及び時間以外に受け付けた障害については、翌平日の9時に受け付けたものとしてください。</p>
<p>5. 運用保守要件 5.2</p>	<p>仕様書「5.2.1. 全ての調達ソフトウェアは5年間の保守を構築時に併せて調達すること。(1) 納入する機器及びシステムのセキュリティパッチ、ファームアップ等について本学に随時報告し、適宜適用を行うこと。(2) 本調達にて導入されるソフトウェアにおいて、重大な脆弱性が発見された場合には、本学担当者との協議により、迅速に対処を行うこと。」とございますが、アップデートに関しまして、大学様のご連絡に伴い実施する想定でしたでしょうか。受託者側にてキャッチアップして実施する想定でしょうか。</p>	<p>基本的には、受託者にてキャッチアップし、本学に報告をしていただく想定ですが、本学側で入手した情報から、受託者に対処の要否を問い合わせることもあります。 その上で、本学と協議し、対応を決定するとお考えください。</p>

<p>5. 運用保守要件 5.3</p>	<p>仕様書「5.3.1.(2) 障害受付を行ってから2時間以内に原因の切り分け作業を開始するものとするが、遠隔での作業とすることも可とする。ただし、休日、夜間に受け付けた障害に関しては、翌平日の9時に受け付けたものとする。」とございますが、受付時間が平日15時以降となる障害についても、当日中の「2時間以内対応（駆けつけ含む）」の対象となりますでしょうか。受付時刻が遅い場合は、翌営業日での対応開始（駆けつけ）でも問題ない認識でしょうか。また遠隔での接続方法については接続制限などございますでしょうか。</p>	<p>平日17時までに受け付けた障害については、当日中（2時間以内）の対応開始としてください。遠隔接続につきましては、外部からの接続を制限（遮断）しておりますので、必要に応じ制限の解除を申し出てください。</p>
<p>5. 運用保守要件 5.3</p>	<p>仕様書「(5) 受託者は、本学ネットワークシステム全体の運用保守業者として、本学に設置される全てのネットワーク機器及び学内のネットワークに関連する技術的要件について、問合せに応じること。問合せ受付時間は、項5.3.1(1)と同様とする。」とございますが、対象範囲は本業務の対象機器のみの認識でよろしかったでしょうか。本業務の対象外機器が含まれる場合は、該当の機器をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本業務の調達範囲のみで結構です。</p>
<p>5. 運用保守要件 5.3</p>	<p>仕様書「5.3.1(8) 法定電気点検（年1回）の実施に際し、システム停止及び起動、動作確認につき、立会い等の支援を求められることがある。但し、支援に作業が伴う場合には、遠隔操作による対応でも構わない。」とございますが、通年の実施時期及び曜日・時間をご教示下さい。</p>	<p>例年9月中旬の土曜日に行っています。</p>

<p>5. 運用保守要件 5.3</p>	<p>仕様書「5.3.1(10) 全従業員を対象とした情報セキュリティ教育（年1回以上）を継続的に実施し、リテラシーの向上が図られていること。」とございますが、運用SEに対し、継続的に情報セキュリティに関する研修・教育を実施している体制を求めるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>SEのみではなく、本業務に関わる全従業員となります。</p>
<p>6. その他 6.7</p>	<p>仕様書「6.7.1. 今回撤去する既設のネットワーク機器（別紙5で「廃止AP」と表示されている、更新されない無線LANアクセスポイント7台を含む）については、2027年3月31日までに入替及び本学が指定する保管場所（学内）への移動を完了させること。」とございますが、撤去作業のご指示は本番切替前後のタイミングまでにはいただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>

資料の種類		仕様書 別紙3
該当項	質問内容	回答
5 ファイアウォール装置	要件として「GE SFP インターフェースを 8 ポート以上、10 GE / GE SFP+ / GE SFP インターフェースを 4 ポート以上、25 GE SFP28 / 10 GE SFP28 インターフェースを 4 ポート以上有すること。」とありますが、GE と SFP 合わせて 8 ポート以上との認識で良いでしょうか。	御認識の通りです。 別紙 1-2 の構成を満たせる接続であれば結構です。
5 ファイアウォール装置	弊社からのご提案内容として、「5.3 マネジメント要件」に記載のログ収集やレポート機能を実現するために、ファイアウォールとは別の専用アプライアンス（ストレージ容量 2×2TB）をご用意いたします。左記の内容がファイアウォール装置内部にログを蓄積するための要件である場合、弊社提案構成においてはファイアウォール装置内部にストレージは不要という理解でよろしいでしょうか。	別紙 3 5.3 に記載の要件を満たすためのログ及び設定が保存出来るのであれば、ファイアウォール装置内部にストレージを持たなくても結構です。
7.1 無線 LAN コントローラ	弊社からご提案させていただく製品においても要件を満たすことは可能ですが、1024 台以上の管理には別途ライセンスが必要となります。実運用台数が約 400 台であることから、前述のライセンスは見積に含まない形でよろしいでしょうか。	仕様書 2.11.9 に記載のとおり、無線 LAN システムの動作に必要な数及び種類のライセンスを本調達に含めてください。

資料の種類		別記様式 11-2
該当項	質問内容	回答
仕様書本体関係	ドキュメント内の[仕様書本体関係]項番 2~5 に関しまして、[該当カタログ等資料]の項目がグレーアウトとなっておりますが、機能証明の根拠となる資料の提示は不要で、要求要件を満たした対応を実施可能な場合に、「仕様書記載の内容を満たす対応を実施する。」といった回答を記載するのみのよいでしょうか。	御認識のとおりです。

資料の種類		仕様書 別紙5
該当項	質問内容	回答
<p>【仕様書】</p> <p>2. 機能要件</p> <p>2.11</p> <p>【別紙5】</p> <p>1.10.</p> <p>機器台数一覧表</p>	<p>仕様書「2.11.8. 本調達により設置する無線LANアクセスポイントの台数は401台とする。設置は、別紙5に記載の「既存AP」「新規AP」の箇所に行うものとする～」とございますが、別紙5「1.10. 機器台数一覧表」には既設AP：261 新設AP：151となっており、合計412台となっております。正しい設置台数及び設置場所をご教示下さい。</p>	<p>別紙5 1.10 「既設機器台数」及び「新設機器台数」のAP数を合計すると412台となりますが、備考欄に記載のある削減予定及び入替対象外APの数を差し引くと、401台となります。</p>